

屋外広告物の禁止地域等の追加指定の方針

豊橋新城スマートIC（仮称）や新たなバイパス道路の開通により、今後、地域の活性化が期待できる一方、道路交通量が増えることに伴い、屋外広告物が乱立し、美観風致を損ねることが予想されます。

この地域は、豊橋市景観計画において、石巻山のある弓張山地や柿畠をはじめとした田園など、里山の景観が広がる東部丘陵里山エリアと区分し、ふるさとを感じるのどかな里山の景観を形成することとしています。そのようなことから、自然豊かな良好な景観を将来にわたり維持していくために、屋外広告物の乱立を抑止する必要があります。

そこで今回、新たな禁止地域等の追加について、豊橋市屋外広告物条例に基づき、豊橋市まちづくり景観審議会の意見をふまえ、禁止地域等の追加の方針を決定しました。

今後、既存道路については令和8年6月1日に、供用前の道路については供用開始時に禁止地域等に指定する予定です。

1 条例第3条第7号の地域（道路）の指定

豊橋新城スマートIC（仮称）の開通後に交通量の増加が見込まれる主要な道路を新たに禁止地域に指定します。

道路名	市長が指定する区間	指定時期
主要地方道東三河環状線	石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の全区間	令和8年6月1日
	石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の全区間	
主要地方道豊橋下吉田線	市街化調整区域の全区間	
市道石巻萩平町140号線	市街化調整区域の全区間	供用開始時

※今後整備予定の主要地方道東三河環状線及び主要地方道豊橋下吉田線バイパスについても供用開始時に禁止地域に指定する予定です。

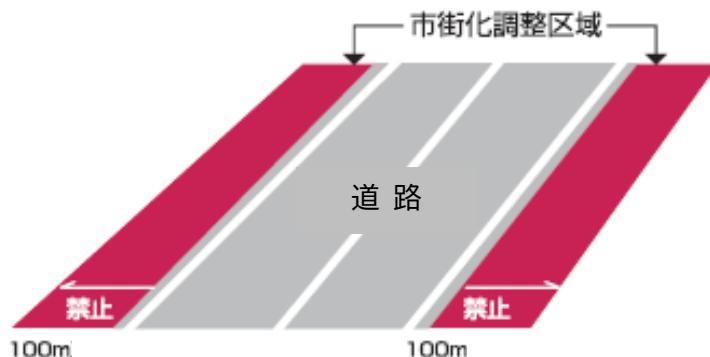
2 条例第3条第8号の地域（道路に接続する地域）の指定

1で指定する道路に接続する地域を新たに禁止地域に指定します。

道路名	市長が指定する区域	指定時期
主要地方道東三河環状線	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域	
主要地方道豊橋下吉田線	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域	令和8年6月1日
市道石巻萩平町140号線	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域	供用開始時

※今後整備予定の主要地方道東三河環状線及び主要地方道豊橋下吉田線バイパスについても供用開始時に禁止地域に指定する予定です。

◆禁止地域等の指定のイメージ図（道路）



◆屋外広告物の主な基準（禁止地域）

● 一般広告物	: 設置不可
● 自家用広告物	: 設置可能で許可必要なもの ⇒合計面積 20 m ² 以下（最大可視面積） その他：高さ 10m 以下など
	: 設置可能で許可不要なもの ⇒合計面積 10 m ² 以下（最大可視面積）
● 案内広告	: 設置可能で許可必要なもの ⇒面積 5 m ² 以下かつ高さ 5 m 以下 その他：基準に適合